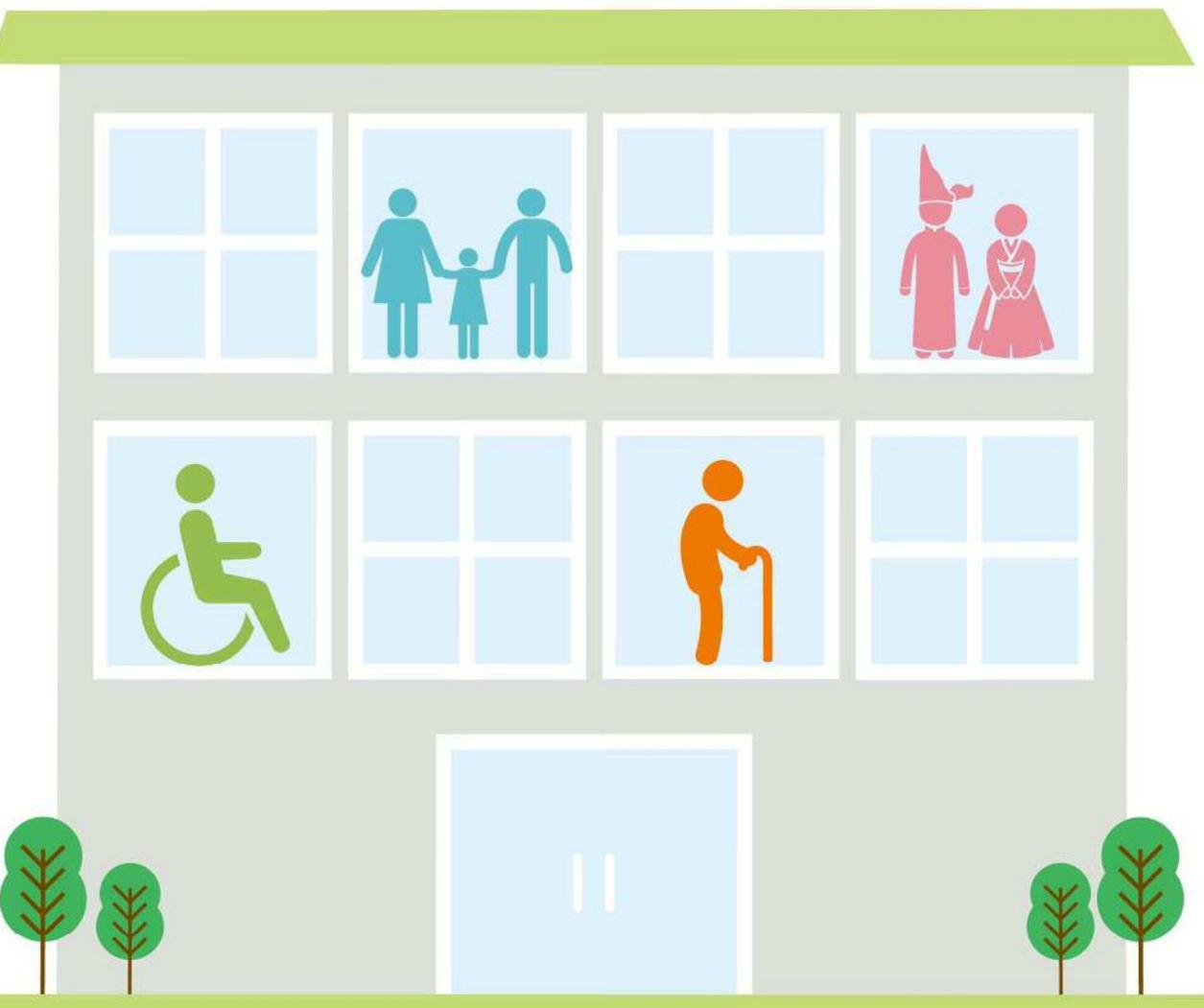


高齢者・障害のある方・外国人などの
入居に役立つ情報をまとめました！

不動産事業者・家主向け

「住宅確保要配慮者」 居住支援ガイドブック



川崎市居住支援協議会

まえがき

川崎市の高齢者人口は年々増加を続け、2020年度中には高齢化率が21%に達し「超高齢化社会」が到来する見込みです。また、近年では、障害のある方が地域で生活する地域移行の取り組みが進められていることや、労働や学習のため中長期で滞在する在留外国人の増加などで、今後の賃貸経営において、住宅確保要配慮者(高齢者・障害のある方・外国人世帯等)の入居に関わる機会も急激に増えていくことが予想されます。

一方、家賃滞納、孤独死等への心配から、住宅確保要配慮者の受け入れに対して不安を感じる家主・不動産事業者も少なくありません。

このため、川崎市居住支援協議会では、家主・不動産事業者の皆さまの不安を少しでも軽減し、住宅確保要配慮者の受け入れが進むよう、行政や関係団体、民間サービス等による支援やポイントを整理した「ガイドブック」を作成しました。

特に、不動産事業者の皆さまにおかれましては、家主に住宅確保要配慮者の受け入れを前向きに検討していただくためのツールとして活用いただければと思います。

●川崎市居住支援協議会について

「住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができる住まいの確保のための居住支援の充実」を目指し、川崎市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として住宅セーフティネット法に基づく『川崎市居住支援協議会』を、2016年6月30日に設立しました。





目次

- ① 入居者に関する支援制度を知ろう！ P2～3**
支援体制イメージ図
- ② 家賃滞納や支払遅延が心配 P4～5**
●事前の防止策・対応策について
- ③ 入居者の様子がおかしい・何となくぼんやりしている P6～9**
●認知症、うつ病、統合失調症等の対応策・支援策について
- ④ 住宅のバリアフリー化が必要になったら P10～11**
●介護保険制度や障害者支援制度に基づくバリアフリー化
- ⑤ 入居者のトラブルなどが疑われるときは P12～13**
●虐待などの心配
- ⑥ 外国人世帯のコミュニケーションや P14～15
生活マナーで困っている**
●生活習慣や言葉の違いによる問題
- ⑦ 入居者とコンタクトが取れない・安否が心配だ ... P16～19**
●事前の防止策、準備
- ⑧ もし、入居者が死亡してしまったら P20～21**
●万が一の場合の対応方法
- ⑨ 地域みまもり支援センターとは P22**
- ⑩ 地域包括支援センターとは P23**
- ⑪ 関係機関 問い合わせ先ページ P24～29**

入居者に関する支援体制を知ろう!

入居者に医療・介護・福祉等の支援が必要な場合は…

それぞれの支援機関、もしくは各区役所の担当窓口にご相談ください。

相談先が分からぬ場合などは、各区役所の「地域みまもり支援センター」にお問い合わせください。



家賃滞納等の金銭的な対応や、一般的な近隣トラブルなどは、区役所や支援機関による対応ができません。

また、緊急を要する場合には、救急や警察等への通報を行ってください。



なお、判断に迷う場合は所属の「不動産団体各支部」もしくは「川崎市居住支援協議会」へご相談ください。



各区役所

主な担当窓口…

- 高齢・障害課
(高齢者支援係)
(障害者支援係)

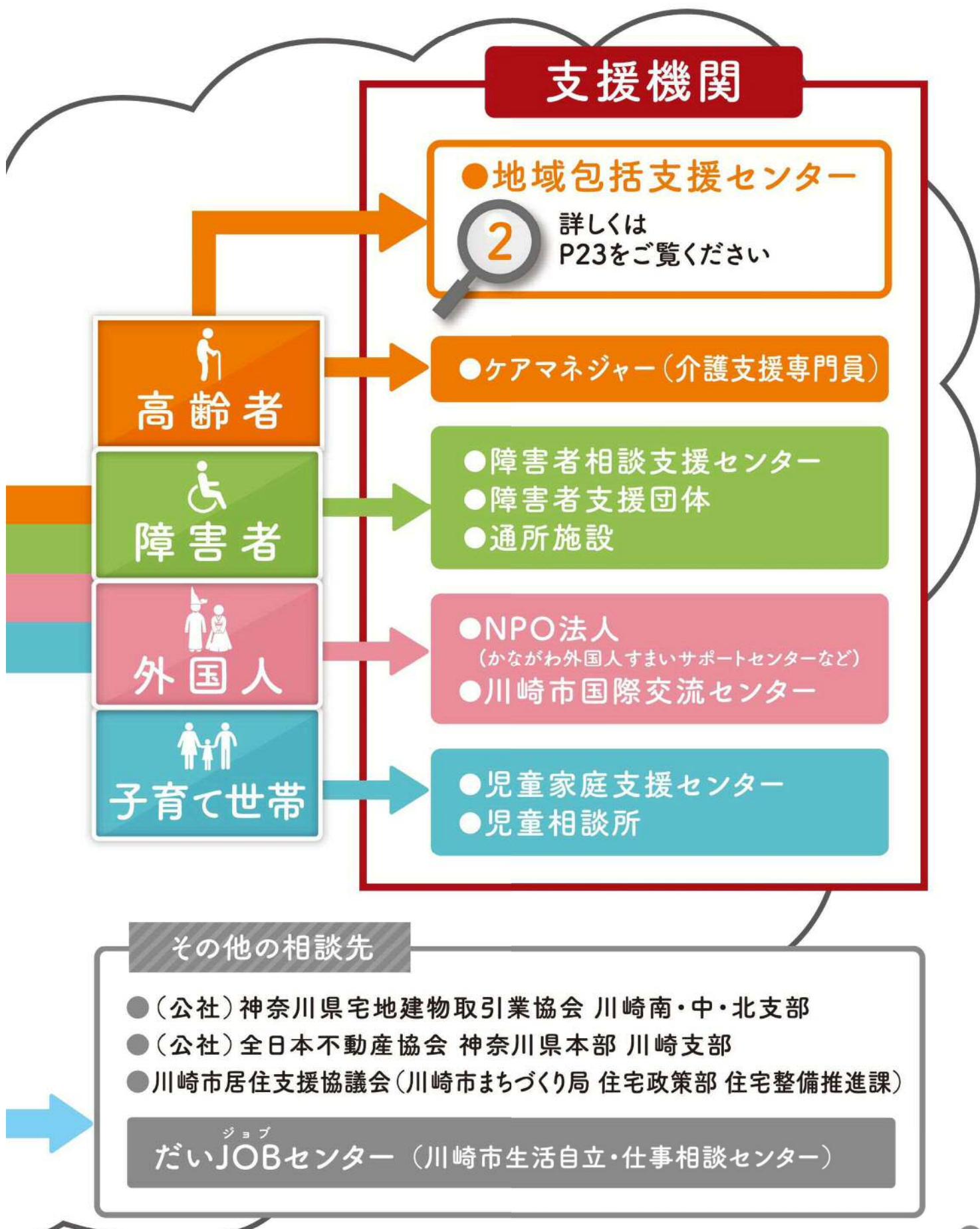
- 地域みまもり支援センター
(地域支援担当)



詳しくは
P22をご覧ください

- 保護課

支援体制イメージ図



家賃滞納や 支払遅延が心配



事例



長期入院となり、
家賃の支払いが
滞ってしまう



職を失う、もしくは
年金暮らしとなり
家賃が支払えなくなつた



生活費が不足し、
家賃が支払えなくなる



家主が家賃管理を
しっかりしておらず、
気付いた時には
滞納額が膨れ上がっている



区役所では、保健・医療・福祉・介護に関連しない家賃滞納に対応できません。
家賃滞納や支払遅延などの金銭的リスクは、様々な方法で防ぐことができます。



家賃を滞納する原因として認知症などが疑われることがあります。
その場合の相談先や対応策等はP7をご覧ください。

COLUMN



コラム

民法改正に伴い、家賃債務保証会社の活用も視野に

2017年6月に民法の一部を改正する法律が公布(2020年4月1日施行予定)され、法施行後は極度額を定めていない連帯保証(根保証)契約は無効となり、賃貸借契約の保証人条項に「連帯保証人の負担する債務の額の極度額を〇〇円とする」等の記載が必要となります。

従来は記載のなかった責任の範囲として具体的な金額が明示されるようになるため、連帯保証人になることを躊躇するケースが増えることも予想されます。今から、家賃債務保証会社の活用など、法改正への準備・対応を進めておくと安心でしょう。

対応策

不動産会社へ入居者管理を委託する

- ・家賃集金代行
 - ・家賃滞納へ対応
- ポイント** ●家賃管理が楽になり、滞納への対応も行ってもらえます。

→ 不動産会社へ相談

口座引落(自動送金)を利用する

- ポイント** ●入居者の入金忘れによる滞納が回避できる。

→ 入居者に銀行で手続きをしてもらう

※残高不足で引き落としができない場合があります。

生活保護受給者の場合、「代理納付制度」を利用する

代理納付制度とは:各区の保護課が家主に直接家賃を払う制度です。 **→ P25問い合わせ先一覧をご覧ください**

※代理納付制度は家賃相当額を保護費として受給していないと受けられません。

家賃債務保証会社を利用する

家賃債務保証会社が、連帯保証人に代わって、滞納家賃や退去後の原状回復費などの金銭的な保証を行います。

→ 詳細は、P18「保険・保証」へ(川崎市居住支援制度などがあります)

※入居者の負担として、一定の保証料を入居時及び更新時に支払う必要があります。

※申請時に保証会社の審査があり、利用できない場合もあります。

入居者支援

入居者本人が申し込むことで利用できる支援など

日常生活自立支援事業

「あんしんセンター」

各地域の「あんしんセンター」に専門員及び生活支援員を配置。日常生活自立支援事業として、相談を受けたりサービスを提供したりしています。

<日常的金銭管理サービス>

預貯金管理や出し入れ、家賃や公共料金、医療費などの支払い、年金などの受領に必要な手続きを援助します。

《問い合わせ先》各区のあんしんセンター

→ P29問い合わせ先一覧をご覧ください

生活自立・仕事相談センター事業

「だいJOBセンター」

失業等による経済的課題とあわせて、心や健康上の課題、法律に関する課題など様々な課題を抱えた方の無料の相談窓口です。

<住居確保給付金事業>

65歳未満で離職等により住居を喪失するおそれのある方を対象に、一定期間家賃を支給します。あわせて就職に向けた支援も行います。詳細はお問い合わせください。

※過去の滞納への支払いはできません。

※支給期間は原則3ヶ月(最長9ヶ月)。

《問い合わせ先》

だいJOBセンター ☎044-245-5120

入居者の様子がおかしい・何となくぼんやりしている

事例



何度も同じことを
聞いてくる



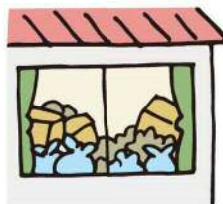
あいさつをしても
返事をしなくなった



家賃の支払を
忘れることがある
※対応についてはP4「家賃滞納や
支払遅延が心配」へ



お風呂に入って
いない様子である



ゴミが溜まって
きている



子どものことで
悩んでいるようだ

認知症やうつ病などが疑われますので、
区役所や支援機関にご相談ください。

高齢者を、他の入居者と共に見守る環境づくり

COLUMN



コラム

超高齢化が進む中、管理会社や家主だけでなく入居者同士でお互いに見守っていくことが有効です。

高齢の入居者がいる場合、隣人など同じアパートの入居者に「○号室のAさんはひとり暮らしの高齢者なので、少しでも様子がおかしいようであれば教えてください」と伝えておくことで、早い段階で異変に気付くことができます。

また、様子がおかしい場合は認知症が疑われる可能性もありますので、地域で開催されている認知症をテーマとした講演会や研修などに参加することで、高齢の入居者に対する理解を深めていくことも重要です。



各区役所 高齢・障害課(高齢者支援係)



P24問い合わせ先一覧をご覧ください

地域包括支援センター



P26・27問い合わせ先一覧をご覧ください

次ページへ
続く

ケアマネジャー(介護支援専門員)

対象者へ生活に必要な介護保険サービス(訪問介護、通所介護、福祉用具など)のコーディネートを行い、安心した生活が送れるように支援します。



各区役所 高齢・障害課(障害者支援係)



P24問い合わせ先一覧をご覧ください

障害者相談支援センター



P28問い合わせ先一覧をご覧ください

次ページへ
続く

相談支援専門員

対象者へ生活に必要な障害福祉サービス(居宅介護、日常活動、福祉用具など)のコーディネートを行い、安心した生活が送れるように支援します。



各区役所 地域みまもり支援センター(地区支援担当)



P25問い合わせ先一覧をご覧ください

育児やお母さんの体調など、子育てに関する相談のほか、保育・医療・福祉に関することで、どこに相談して良いか分からない場合に相談ください。



入居者本人が申し込むことで利用できる支援など

介護保険サービス（介護保険サービスを利用する場合は認定を受ける）

● どうすれば介護保険サービスが利用できるの？

- ① 介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。
住所地の区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口で申請できます。

※本人や家族が要介護・要支援認定を申請できない場合は、地域包括支援センターで申請の代行ができます。

② 要介護・要支援認定

「認定調査（心身の状態を調べるために認定調査員による聞き取り調査）」+「主治医の意見書」

⇒上記の認定調査と主治医の意見書を基に介護認定審査会にて判定を受け、申請日から30日以内に本人に通知されます。

● どんなサービスが受けられるの？

- ・訪問介護…対象者の自宅にヘルパーを派遣し、身体の介護や炊事、洗濯、買い物など、家事の援助を行います。
- ・通所介護…対象者を送迎し、日中活動、食事、入浴などのサービスを行ないます。
- ・福祉用具…対象者に必要な歩行器、歩行補助つえなどの貸与、入浴補助用具、腰掛便座などの購入（対象者1割又は2割負担）ができます。

問い合わせ先：各区役所高齢・障害課 高齢者支援係 P24問い合わせ先一覧をご覧ください



入居者本人が申し込むことで利用できる支援など

障害福祉サービス（福祉サービスを利用する場合は認定を受ける）

【福祉サービス】

- ホームヘルプサービス…対象者の自宅にヘルパーを派遣し、身体の介護や炊事、洗濯、買い物など、家事の援助を行います。
- ショートステイ…介護を行う方の疾病などのため一時的に入所が必要な障害者に対し、障害者支援施設等で短期間入所し、必要な介護等を行います。
- 地域活動支援センター、就労支援事業所…日中の通所先として、創作活動や就労に向けた訓練を行います。

【在宅生活を支える医療】

- かかりつけの精神科医療機関（病院・診療所）…外来での通院で、治療を行います。
- 訪問看護…看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への支援を促します。

問い合わせ先：各区役所高齢・障害課 障害者支援係 P24問い合わせ先一覧をご覧ください

支援を受けながら地域で安心して暮らす－地域移行・地域定着支援事業－

「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」とは？

● どんなサービスが受けられるの？

精神科病院での入院治療によって、病状は安定し入院を続ける必要がないにもかかわらず、住まいの場が見つからない、保証人がいないなどの理由で、退院先が整わないことがあります。結果的に何年も長期入院となっている方々に、入院中から専門の職員が病院と協力して、退院後の安心した生活のために準備を整え、退院後も地域での生活が安定できるように支援を行います。

● 支援を行う機関

市内障害者相談支援センター、地域活動支援センター、精神保健福祉センター等

● 地域移行・地域定着支援事業のポイント

- ・病状が安定しており、入院治療の必要が無い方が対象です。
- ・入院中から支援者がご本人や関係機関と調整を行い、安心して地域生活を送れるような支援体制を整えます。
- ・退院直後から様々な支援者が関わります。

問い合わせ先：各区役所高齢・障害課 障害者支援係 P24問い合わせ先一覧をご覧ください

高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの在宅高齢者等が発作を起こしたときなどに備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスです。（携帯型と自宅設置型があります。）

●対象者

- ①65歳以上のひとり暮らしの方等で、心臓疾患、高血圧などの慢性疾患などのため、日常生活に注意を要する方
- ②75歳以上のひとり暮らしの方
- ③認知症による徘徊のため生命に危険が及ぶ可能性がある方（携帯型のみ）

●サービス内容

- ①24時間365日体制で緊急時の対応を行います。必要に応じて警備員による現場の確認、救急車の出動要請を行います。
- ②携帯型端末を通じて、各事業者の健康相談が受けられます。

●利用料…月額0～4,500円※所得に応じる

問い合わせ先：各地域包括支援センター



 P26・27問い合わせ先一覧をご覧ください

COLUMN



コラム

空家・空室対策には障害者グループホームという活用方法も

障害者グループホームとは、障害のある方が家族と離れて共同生活をする場所。入居者は、社会福祉法人、NPO法人等の運営法人から支援を受けながら、就労先や障害福祉サービス事業所等に通い、地域で自立した生活を送っています。帰宅後は、食事をしたり趣味の時間に使ったり思い思に過ごし、休日は職員と出掛けすることもあります。

賃貸住宅を活用して設置されますが、いくつかの条件を満たす必要があります。なかなか叶う賃貸住宅がないのが実情です。

家主のメリットとしては、賃貸借契約は家主と運営法人が締結するため、安定した家賃収入が見込めるということ。空家・空室対策でお悩みの際には、障害者グループホームへの活用をご検討ください。

【障害者グループホーム設置に必要な条件】

- 2人以上入居できる住宅であり、障害者の居室は、原則、個室である必要があります。なお、各居室の面積（収納部分を除く）は、7.43m²（約4.5畳）以上必要です。
- 台所、トイレ、浴室等、日常生活を送るための設備のほか、障害者が相互に交流できるスペース（居間、食堂、ダイニング）が必要です。
- 段差の解消、手すりの設置など、障害者の特性に応じた対応が必要です。
- 建築基準法や消防法施行令の基準を満たす必要があります。

※消防法施行令による消防設備の設置や、入居者の状況に合わせたバリアフリー改修を運営法人が行う場合は、川崎市の補助制度（補助制度についての問い合わせ先：川崎市障害計画課 ☎ 044-200-2654）があります。

住宅のバリアフリー化が必要になつたら



事例



部屋の中での転倒事故



手すりがなくて、
移動しにくい



力が弱くなり、
引き戸の開閉ができない



膝が悪く
和式便所が使えない



今後、単身高齢者が増加する状況の中、バリアフリー化された住宅の需要が高まることが予想されます。



介護度や障害の状況により入居者の申請に基づく改修工事等に対する助成(専用部分のみ)がありますので、入居者から相談があった際には、工事の同意・許可等について、是非検討してみてください。

バリアフリーから一歩進んで

COLUMN



コラム

「バリアフリー」とは、高齢者や障害者などを対象に、既に存在する障壁(バリア)を取り除いていこうとする考え方ですが、さらに一步先に進んだ概念として、すべての人を念頭に、はじめから障壁をつくるない「ユニバーサルデザイン」という考え方があります。

例えば、電気のスイッチが押す面が広い『ワイドスイッチ』であれば、少ない力でオン・オフができるなど、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすい住宅となります。

賃貸経営における空家・空室対策として個性や差別化が重要となる中、こうした「ユニバーサルデザイン」を取り入れ、物件の付加価値を向上させることも有効ではないでしょうか。

対応策

手すりの取り付け

段差の解消

滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更

引き戸などへの扉の取り替え

洋式便器などへの便器の取り替え

入居者支援

入居者本人が申し込むことで利用できる支援など

高齢者住宅改造費助成制度

- 対象者…介護認定を受けた65歳以上の在宅高齢者
- 制度内容…介護保険制度の住宅改修以外の工事で身体状況に応じた必要最小限の費用について助成を行います。
- 助成対象基準限度額…100万円
※所得に応じて利用者負担額が異なります。

在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業

- 対象者…重度の身体・知的障害者
- 内容…既存住宅を障害の状況に適するよう改修する工事
- 限度額…100万円
※所得に応じて利用者負担額が異なります。
※日常生活用具の給付や貸与も行っております。
(日常生活用具給付等事業)

住宅改修費の支給(介護保険)

- 対象者…要支援・要介護として認定された方
- 支給対象工事内容

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ①手すりの取り付け | ④引き戸などへの扉の取り替え |
| ②段差の解消 | ⑤洋式便器などへの便器の取り替え |
| ③滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 | ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 |

- 支給限度額…20万円

※いずれも、給付決定前に工事をした場合や工事着手後に申請した場合は給付を受けられません。

《問い合わせ先》 各地域包括支援センター  P26・27の問い合わせ先一覧をご覧ください。
※既に介護保険サービスを利用している場合は、[住宅介護支援事業所](#)へ相談ください。

バリアフリー・リフォーム工事の相談

ハウジングサロン(一般財団法人 川崎市まちづくり公社)

専有部分のバリアフリー工事などについて、無料で相談いただけます。

《問い合わせ先》  **044-822-9380**

※相談予約受付日時…火～土曜日(火～金の祝日を除く) 9:00～12:00・13:00～16:00

入居者のトラブルなどが 疑われるときは



事例



入居者が
大声を上げている



最近子どもを
見かけなくなったり



親やパートナー、子などからの暴力・暴言を受けているようだ



緊急を要する場合は、必要に応じて警察や、P13の各センター・窓口に
ご一報ください。



一般的な近隣トラブル（騒音や臭気へのクレーム等）については、行政等
が介入することは難しいですが、その背景に、認知症や精神障害などの要
因が疑われる場合には、P6をご覧ください。また児童虐待については、疑
いであってもすぐに児童相談所へ相談してください。

虐待は、身体への暴力だけではありません

COLUMN



コラム

人格否定や無視など、心理的に追い込むことも児童虐待の定義に含まれることは
ご存知でしょうか。

2016年に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は約12万件で、約半数が
心理的虐待となっています。その中でも近年増えてきたのが「面前DV」です。両親の
暴力やけんかを目撲したことで、「自分が悪い子だからけんかをしているのではないか」などと感じた児童が、体調不良、自傷行為、不登校などに陥るケースが多数報告
されています。「頻繁に夫婦げんかをしている」「子どもが泣き叫んでいる」というよう
な場合は早めに連絡を。さまざまな機関が連携し問題解決へ導きます。



児童虐待防止センター・児童相談所

子育て世帯

●問い合わせ先

・児童虐待防止センター※24時間いつでも受け付けています。

☎0120-874-124(フリーダイヤル)

・児童相談所 ☎P29問い合わせ先一覧をご覧ください



川崎市障害者通報・届出受付専用窓口

障害者への虐待を発見した時は、通報・届出窓口へご連絡ください。

●問い合わせ先

専用ダイヤル※24時間365日対応

電話…☎044-200-0193

ファクス…044-200-3610

※聴覚障害の方は、こちらのファクス番号へお寄せください。



高齢者虐待が心配な場合の相談、通報、届出窓口

●問い合わせ先…各区役所高齢・障害課 高齢者支援係

☎P24問い合わせ先一覧をご覧ください



D V

川崎市DV相談支援センター(電話相談)

配偶者等からの暴力(DV)被害に関する相談を受け付けています。原則、本人からの相談が必要となるため、DVが疑われる場合は入居者へご案内ください。

《問い合わせ先》☎044-200-0845

※月～金曜日(国民の祝日、年末年始を除く)9:30～16:30

※性別は問いません

外国人世帯のコミュニケーションや生活マナーで困っている

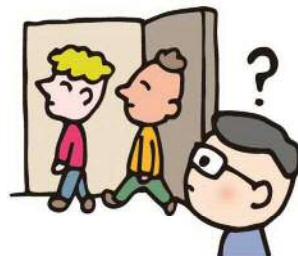


事例

ごみ出しのルールを
知らない



深夜まで続く大きな物音



契約者以外が住んでいる

※上記は、外国人世帯に代表的な事例のみを挙げていますが、その他、保健・医療・福祉・介護に関する事例については、他ページを参考してください。

生活マナーやルールについて、そもそも日本では常識であるという前提で詳しく説明していない、もしくは（言語の違い等で）正しく伝わっていないことが原因であることも少なくありません。

契約前の意思疎通が重要～言語や文化の壁を越えて～

COLUMN



コラム

賃貸借契約に使われる用語の難しさや、日本にしかない事項や習慣等が少なくなっていることが、外国人の家探しを困難にしている理由のひとつに挙げられます。例えば、「敷金」は外国にも似たような概念があるので説明しやすい一方、「礼金」や「連帯保証人」の説明は難しいことや、家賃さえあれば家を借りられると思い込んでいる外国人が少なくありません。

そもそもトラブルは、母国との生活習慣や様式の違いを認識していないことに起因し、最初の段階で、ルールやマナーについて、本人が分かる言語で正確に伝えることが重要です。

特に、言語の面で不安が大きい場合は、是非、次ページの支援団体へ相談してみてください。

●NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター
☎ 045-228-1752

外国人の賃貸住宅への入居から退去時についてのいろいろな相談や支援を行います。
相談窓口と対応言語

	10:00～13:00	13:00～17:00
月	スペイン語、英語、韓国・朝鮮語	スペイン語、英語、韓国・朝鮮語
火	英語、中国語	英語、中国語、韓国・朝鮮語
水	英語、中国語、韓国・朝鮮語	英語、中国語、韓国・朝鮮語
木	英語、スペイン語	英語、スペイン語
金	ポルトガル語、スペイン語、英語	ポルトガル語、スペイン語、英語、韓国・朝鮮語

◎月～金曜日の10:00～17:00まで。 ◎相談は、無料で受け付けております。

◎対応言語は日によって変わることがありますので、お電話でご確認ください。

※保健・医療・福祉・介護に関する相談については、各区役所の担当窓口にご相談ください。

対応策

住まい方のルールについて契約締結時に説明する

無断転貸を禁止する理由を説明し、無断転貸は契約解除理由となることを伝える

外国人向けのガイドブックを利用する

「外国人の入居円滑化ガイドライン」(公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会)

- 日本で賃貸住宅を探す外国人の応対方法や留意事項
- 日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語の4言語で作成

「入居申込書」「賃貸住宅標準契約書」

「重要事項説明書」「定期賃貸住宅標準契約書」等の見本を掲載

外国人の入居円滑化ガイドライン

検索 

「資源物とごみの分け方・出し方」(川崎市)

- 外国人向けに川崎市におけるごみの分け方・出し方を解説
- 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の6言語で作成

川崎市「資源物とごみの分け方・出し方」(外国語)

検索 

入居者支援

入居者本人が申し込むことで利用できる支援など

●川崎市国際交流センター ☎ 044-435-7000

毎日の生活での困りごとや悩みについて無料で相談いただけます。

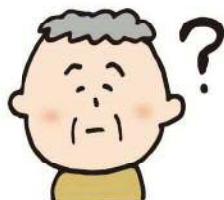
◎各言語の相談曜日等については、ホームページをご確認ください。

入居者とコンタクトが取れない・ 安否が心配だ



事例

最近姿を
見かけない



電気が点いたまま、
あるいは夜になっても
電気が点かない日が
続いている



新聞紙やチラシが
郵便受けに
溜まっている



まず、入居者が入院や失踪により居室内にいない可能性については、親族や緊急連絡人、支援団体等に連絡し、可能な限り情報収集に努めて、所在を確認しましょう。※例えば、介護サービス等でのショートステイでは2週間程度入所することがあり、見かけないことがあります。



居室内で倒れている可能性があり安否確認が必要な場合は、必ず警察に依頼してください。緊急時でも、家主の判断で勝手に居室内に立ち入ることは、住居侵入等の違法行為（自力救済の禁止）に抵触する可能性があります。

賃貸借契約時から、可能な限りの備えを

COLUMN



コラム

入居者の身元確認のために必要な住民票。入居者が高齢者の場合等は『本籍地』入りの住民票を取得しておくことにより、入院時や死亡時などの緊急時に、身元保証人や相続人となる親族へ連絡する際に役立ちます。

ただし、本籍地は個人情報であり、原則、住民票は「特別の請求がない限り（本籍地等）一部の記載を省略した写しを交付することができる」とされています。本籍地入りの住民票を取得する場合は、あくまでも入居者の理解・同意が必要となりますのでご注意ください。

対応策

やっておきたい事前準備①



「入居者情報共有シート」を活用しましょう

入居申込書と併せて「入居者情報共有シート」を記入いただくことで、本人の基礎情報や関係者等を把握することができます。

「入居者情報共有シート」とは？

→ 居住中や退去時には様々なことが起こる可能性があります。「入居者情報共有シート」とは、必要な手続きをスムーズに進めるために、家主や取扱不動産店が事前に把握しておくことが望ましい入居者情報を、ご本人に記入していただくことを目的としたシートです。

どんなときに役立つの？

→ 長期入院、失踪・死亡などが原因で入居者と連絡がとれなくなった場合、退去などの手続きを進めたいのに連絡先が分からず困ってしまうことも。事前に記入してもらうことで、もしもの時に活用が可能なので安心です。

【記入日： 年 月 日】 添「入居申込書」を補足する様式として活用・保管してください。
（別添、更新情報がある場合はチェック）

入居者情報 共有シート

1. 基本情報

入居者 氏名 姓名	入居物件名 賃貸/販売 住所
-----------------	----------------------

2. 祖族等・緊急連絡先情報 (入居申込書に記入した緊急連絡先は他の情報がある場合は記入してください。)

祖族等 姓名 住所 電話	<input type="checkbox"/> ある程度連絡している <input type="checkbox"/> 1年に1回程度 <input type="checkbox"/> 1年以上連絡していない
-----------------------	---

3. 健康状態

健康状態 □良好 □治療中 <small>(□通院 □往診 □その他の)</small>

4. 介護・障害者支援サービスに関する情報 (記入欄に複数ある場合は記入してください。)

介護サービス □利用あり □なし	障害者支援サービス □利用あり □なし
---------------------	------------------------

5. 区役所・地域包括支援センター・支援団体等に関する情報 (記入欄に複数ある場合は記入してください。)

区役所 □利用あり □なし	地域包括支援センター □利用あり □なし
------------------	-------------------------

6. その他 (上記記入欄に、筆者よりお伝えしたことや心配な点(ご家族の現状など)がありましたら自由に記入してください。)

●記入された個人情報等は次の目的にのみ使用・管理いたします。
・入居者本人の心身状況に変更があった際の連絡等で、家主及び不動産店が必要と判断した場合。
・関係者がから入居者本人への連絡が取れなくなる等、支障の発生に危機をきたす場合。
・当該個人情報を保護・共有・代理する関係者による各法規に規定する法律において定められた守秘義務を遵守いたします。
「入居者情報 共有シート」の使用や共有・管理等について、上記に同意いただいた場合は、以下の本人署名欄に
署名(本人が署名できない場合、当該内に代筆者氏名及び印鑑)をお願いいたします。

本人署名欄 ()

※不動産店記入欄 取扱不動産店
(電話-FAK)
川崎市居住支援協議会 2017年3月版

何が書いてあるの？

→ 氏名、緊急連絡先情報、健康状態、介護・障害者支援サービス情報、区役所・地域包括支援センター・支援団体などに関する情報を記入してもらいます。更新時には変更点を確認し、その時々に適した情報を共有するようにしましょう。

どこで入手できるの？

→ 川崎市役所のホームページ内、「川崎市居住支援協議会」のページから最新版のPDFをダウンロードしていただくか、川崎市居住支援協議会までお問い合わせください。

川崎市居住支援協議会

検索

記入は任意となります。家主と入居者が安心できるツールとしてご活用ください。

対応策

やっておきたい事前準備②



保険・保証

保険

入居者が死亡した場合にかかる費用対策として、
死亡時対応保険を活用しましょう。

◆補償内容(例)

- 原状回復、遺品整理の費用を補償。
- 孤独死発生後の空室期間賃料及び値下げ期間の賃料を補償。
- 早期発見時でも見舞金を給付。

◆保険の種類

<費用保険(家主加入)>

保険料が安く、孤独死発生時等、様々なケースを想定した補償。

<家財保険特約(入居者加入)>

家財保険(修理費用補償、借家人賠償責任補償等)に付帯します。

家賃債務保証

●家賃債務保証とは● 連帯保証人に代わり、手数料を得ることによって
第三者が連帯保証人となるサービスです。

家賃債務保証会社が、連帯保証人に代わって、滞納家賃や退去後の
原状回復費などの金銭的な保証(代位弁済)を行います。

<メリット>

- 《家主》家賃滞納リスクを軽減でき、通常の連帯保証人よりも
確実性が高い。
- 《入居者》連帯保証人が不要。(ただし緊急連絡人は必要となります)



●川崎市居住支援制度 川崎市が行っている家賃債務保証を活用した支援です。

対象者

高齢者、障害者、外国人、ひとり親世帯など

要件

- 給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
 - 自立した生活ができる方
 - 国内に在住している親族などの緊急連絡人※を確保できる方
- ※連帯保証人とは異なり、連帯して債務を負うものではありません。

利用者 負担

- 月額家賃に共益費を加えた額の35%が2年分の保証料(最低保証料は10,000円)
- 2年間の特約付火災保険に加入

保証内容

- 滞納家賃及び遅延損害金(家賃の7ヶ月を限度)
- 原状回復費及び残置家財等の処分費用(家賃の3ヶ月を限度)

※ご利用いただくには、所属されている不動産団体を通じて協力不動産店になっていただく必要があります。

問い合わせ先

川崎市住宅供給公社

☎ 044-244-7590

対応策

やっておきたい事前準備③

見守りサービス



1 急病や体調不良へ対応

2 安否確認

民間で行われているサービス



センサーによる
異常感知



室内に通報機器を
設置



定期的な
訪問や電話、
メールを使った
安否確認



ガス・水道の
使用量を監視

川崎市のサービス

◆高齢者等緊急通報システム事業（携帯型と自宅設置型があります。）

24時間365日体制で緊急時の連絡体制を確保します。

利用対象

- 65歳以上のひとり暮らしの方等で、心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため日常生活に注意が必要な方など
- 75歳以上のひとり暮らしの方
- 認知症による徘徊のため生命に危険が及ぶ可能性がある方（携帯型のみ）

問い合わせ先：各地域包括支援センター P26・27問い合わせ先一覧をご覧ください

※利用料等の詳細は、P9「高齢者等緊急通報システム事業」もご覧ください。

神奈川あんしんすまい保証制度

（神奈川県居住支援協議会推奨）

あんすまコンパクト

週2回、電話による安否確認と居室内死亡時の補償がセットになったサービス

居室内死亡時補償：原状回復、遺品整理、葬儀費用として最大100万円（葬儀費用は上限50万円）までお支払いいたします。

利用者

年齢や疾患による制限無し

※初回登録料や月額利用料が必要となります。

問い合わせ先

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

045-664-6896

もし、入居者が死亡してしまったら

入居者死亡時の主な対応フロー

【まずは警察に通報！】



原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

COLUMN



コラム

入居者の死亡時に限らず、賃貸物件からの退去時には貸主と借主との間でトラブルが発生しやすいものです。特に、敷金の返還や原状回復費用については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表し、その中で原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示しています。なお、今回の民法改正(2020年4月1日施行予定)により、敷金や原状回復等の取扱いが明文化されることで、ガイドラインがより厳格に運用されることになります。

4



残置家財の処分

賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残置家財の処分を請求します。

相続人が請求に応じない場合でも、原則として家主が処分することはできず、相続人の同意書等を得る必要があります。それでも同意が得られなければ、競売や目的外動産として処分します。

5



原状回復工事の実施

通常の原状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなどし、特殊清掃等を実施します。

死亡後時間が経過している場合は、その影響範囲も広くなるため、畳の入れ替えや床の張り替えなどが必要になってくるケースもあります。

6



賃料債務などの清算

賃貸借契約解除日までの賃料や残置家財の処分費、室内的原状回復費は相続人に承継されます。

各種費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証等により補償される場合があります。清算する前に、契約内容等を確認しておくようにしましょう。

例えば、通常損耗分について入居者に原状回復費用を求めるためには、賃貸借契約時に明確な合意をもって特約を締結している必要があります。

なお、家賃債務保証会社を利用した原状回復費用の保証については、ガイドライン等に基づき明確に査定されることとなりますので、確認が必要です。

※「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」は、国土交通省のホームページで閲覧やダウンロードが可能です。

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)

検索



地域みまもり支援センターとは



各区役所内に設置された川崎市の組織（センター）です。

対象者は▶ **全ての地域住民が対象です。**

どこにあるの▶ **各区役所にあります。** ※大師・田島地区においては
健康福祉ステーション地域支援・
児童家庭担当が窓口となります。

入居者の保健・医療・福祉に関する相談したいが、市の担当部署や支援機関が分からぬ場合ご相談ください。

各地域を担当する保健師と、社会福祉職などの専門職が地域に出向き、様々な関係者と連携しながら、生活課題への対応や地域活動の活性化に向けた支援を行います。

何をしてくれるの▶



地域で健康づくりの
グループを作りたい



近所の人の様子が
心配



子どものことで悩んでいるけど、
周りに相談する人がいない



見守り活動を
立ち上げたいので、
相談に乗ってほしい

問い合わせ先は▶ P25問い合わせ先一覧をご覧ください

※相談内容に応じて、専門機関におつなぎいたします。

2

地域包括支援センターとは

高齢者が、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、川崎市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談窓口です。

対象者は▶ 65歳以上の高齢者が対象です。

どこにあるの▶ 概ね中学校区ごとにあり、地域包括支援センターごとに担当地域が決まっています。

高齢の入居者ことで心配があれば、電話や訪問により生活や介護の相談・支援を行います。



何をしてくれるの▶

- **総合相談・支援事業:** 様々な相談を受け付けます。
 - ・退院した後、お風呂に入ることや買い物などに不安。
 - ・物忘れが出てきてどのようにすればいいか分からず。
 - ・介護保険サービスってどう利用できるの？
- **介護予防ケアマネジメント事業:** いつまでもお元気でいられるようお手伝いします。
 - ・この先認知症になった時や、最近、心身の衰えを感じ始めたので、近所で運動など集いの場を知りたい。
 - ・引っ越してきたが、友人がいないので地域サークルを教えてほしい。
- **権利擁護事業:** 皆さんの権利を守ります。
 - ・悪質な訪問販売に困っている。
 - ・成年後見制度について知りたい。
 - ・近所に住む高齢者が、家族から怒鳴られたり冷たくされたりしている様子がある。
- **包括的・継続的ケアマネジメント事業:** 地域のネットワーク作りなどのお手伝いをします。
 - ・町内会、老人会、民生委員等、医療機関、行政などとの連携体制作りをすすめています。
 - ・地域活動への支援をしています。

問い合わせ先は P26・27問い合わせ先一覧をご覧ください



関連機関 問い合わせ先ページ



高齢者支援係

- 川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-201-3080
- 大師地区 健康福祉ステーション 高齢・障害担当 044-271-0157
- 田島地区 健康福祉ステーション 高齢・障害担当 044-322-1986
- 幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-556-6619
- 中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-744-3217
- 高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-861-3255
- 宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-856-3242
- 多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-935-3266
- 麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 044-965-5148



障害者支援係

- 川崎区 高齢・障害課 障害者支援係 044-201-3215
- 大師地区 健康福祉ステーション 高齢・障害担当 044-271-0162
- 田島地区 健康福祉ステーション 高齢・障害担当 044-322-1984
- 幸区 高齢・障害課 障害者支援係 044-556-6654
- 中原区 高齢・障害課 障害者支援係 044-744-3382
- 高津区 高齢・障害課 障害者支援係 044-861-3325
- 宮前区 高齢・障害課 障害者支援係 044-856-3304
- 多摩区 高齢・障害課 障害者支援係 044-935-3302
- 麻生区 高齢・障害課 障害者支援係 044-965-5159

保護課 〈生活保護窓口〉

- 川崎区役所 保護課 044-201-3239
- 大師地区 健康福祉ステーション 保護課 .. 044-271-0149
- 田島地区 健康福祉ステーション 保護課 .. 044-322-1982
- 幸区役所 保護課 044-556-6652
- 中原区役所 保護課 044-744-3295
- 高津区役所 保護課 044-861-3242
- 宮前区役所 保護課 044-856-3234
- 多摩区役所 保護課 044-935-3254
- 麻生区役所 保護課 044-965-5145

〈各区地域みまもり支援センター地域支援担当〉

〈各地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当〉

子育て世帯のほか、どこに相談して良いかわからない場合の連絡先

- 川崎区役所 地域支援担当 044-201-3217
- 大師地区 地域支援・児童家庭担当 044-271-0145
- 田島地区 地域支援・児童家庭担当 044-322-1978
- 幸区役所 地域支援担当 044-556-6648
- 中原区役所 地域支援担当 044-744-3261
- 高津区役所 地域支援担当 044-861-3315
- 宮前区役所 地域支援担当 044-856-3302
- 多摩区役所 地域支援担当 044-935-3294
- 麻生区役所 地域支援担当 044-965-5157

※相談内容に応じて専門機関におつなぎいたします。

高齢者に関するご相談先

〈地域包括支援センター 一覧〉

	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
川崎区	<input type="checkbox"/>	しおん	044-222-7792	本町、榎町、堀之内町、宮本町、東田町、砂子、駅前本町、富士見1丁目、宮前町、新川通、鈴木町、港町、旭町、境町
	<input type="checkbox"/>	恒春園	044-211-6313	貝塚、南町、元木、池田、日進町、下並木、堤根、京町1・2丁目、小川町
	<input type="checkbox"/>	大島中島	044-276-9901	富士見2丁目、中島、大島、大島上町
	<input type="checkbox"/>	京町	044-333-7920	大川町、小田2~7丁目、浅田、京町3丁目、田辺新田、白石町
	<input type="checkbox"/>	ビオラ川崎	044-329-1680	渡田、渡田向町、渡田東町、小田栄、渡田新町、渡田山王町、小田1丁目
	<input type="checkbox"/>	桜寿園	044-287-2558	桜本、追分町、浜町、鋼管通、田島町、浅野町、南渡田町、池上町、扇町、扇島
	<input type="checkbox"/>	大師中央	044-270-5112	台町、大師公園、中瀬、四谷下町、四谷上町、観音、池上新町
	<input type="checkbox"/>	藤崎	044-270-3215	川中島、藤崎、伊勢町、大師駅前
	<input type="checkbox"/>	大師の里	044-266-9130	大師河原、東門前、昭和、大師町、大師本町、殿町、田町、江川、日ノ出、出来野、塩浜、小島町、浮島町、夜光、千鳥町、水江町、東扇島
幸区	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
	<input type="checkbox"/>	幸風苑	044-556-4355	幸町、中幸町、堀川町、大宮町、柳町、南幸町、都町、神明町
	<input type="checkbox"/>	夢見ヶ崎	044-580-4765	小倉(小倉1-1以外)、南加瀬
	<input type="checkbox"/>	かしまだ	044-540-3222	古川町、新塚越、下平間、矢上、北加瀬、鹿島田
	<input type="checkbox"/>	しゃんぐら	044-520-3863	遠藤町、戸手本町、塚越、紺屋町、新小倉、新川崎、東小倉、小倉1-1
	<input type="checkbox"/>	みんなと暮らす町	044-520-1905	小向、小向東芝町、小向仲野町、小向町、小向西町、東古市場、古市場
中原区	<input type="checkbox"/>	さいわい東	044-555-1411	戸手、河原町
	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
	<input type="checkbox"/>	すみよし	044-455-0980	木月住吉町、苅宿、大倉町、西加瀬、木月、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、井田三舞町
	<input type="checkbox"/>	こだなか	044-798-2332	下新城、新城中町、新城、上新城、上小田中
	<input type="checkbox"/>	ひらまの里	044-544-4012	上丸子山王町、上丸子、下沼部、中丸子、上平間、田尻町、北谷町
	<input type="checkbox"/>	みやうち	044-740-2814	上丸子八幡町、新丸子町、丸子通、上丸子天神町、宮内、等々力、小杉陣屋町、小杉御殿町
	<input type="checkbox"/>	いだ	044-751-6661	井田中ノ町、井田、井田杉山町、下小田中
	<input type="checkbox"/>	とどろき	044-281-3666	新丸子東、市ノ坪、小杉町、今井南町、今井仲町、今井西町、今井上町

*担当の地域包括支援センターを把握するために、気になる高齢入居者がいる物件について、管理物件チェック欄に○を付けてご活用ください。(例:○(Kハイフン))

	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
高津区	○()	わらく	044-799-7951	千年新町、千年、子母口、明津
	○()	すえなが	044-861-5320	末長、新作
	○()	陽だまりの園	044-814-5637	二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛
	○()	溝口	044-820-1133	溝口、久本、坂戸
	○()	ひさすえ	044-797-6531	蟹ヶ谷、久末、野川
	○()	樹の丘	044-820-8401	宇奈根、久地、下作延
	○()	リ・ケア向ヶ丘	044-865-6238	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘
	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
宮前区	○()	みかど荘	044-777-5716	野川、梶ヶ谷
	○()	鷺ヶ峯	044-978-2724	水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、初山
	○()	富士見プラザ	044-740-2883	東有馬、有馬
	○()	レストア川崎	044-976-9590	鷺沼、土橋、犬蔵
	○()	フレンド神木	044-871-1180	五所塚、平、白幡台、神木本町
	○()	宮前平	044-872-7144	小台、宮前平、宮崎6丁目、馬絹
	○()	ビオラ宮崎	044-948-5371	けやき平、南平台、神木、宮崎、宮崎1丁目～5丁目
	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
多摩区	○()	長沢社寿の里	044-976-9004	東生田、拝形5～7丁目、東三田、三田、長沢
	○()	多摩川の里	044-935-5531	和泉、布田、中野島、生田1～3丁目
	○()	太陽の園	044-959-1234	南生田、西生田、栗谷
	○()	菅の里	044-946-5514	菅、菅野戸呂、菅稻田堤、菅馬場1・2丁目、菅城下、菅北浦
	○()	しゅくがわら	044-930-5151	宿河原3～7丁目、堰、長尾3～7丁目
	○()	よみうりランド 花ハウス	044-969-3116	菅馬場3・4丁目、寺尾台、菅仙谷、拝形1～4丁目、生田4～8丁目
	○()	登戸	044-933-7055	登戸新町、登戸、宿河原1・2丁目、長尾1・2丁目
	管理物件のチェック欄	名称	電話	担当地域
麻生区	○()	柿生 アルナ園	044-989-5403	白山、王禅寺西5～8丁目、上麻生、上麻生5～7丁目、下麻生1丁目
	○()	栗木台	044-988-5160	細山、金程、向原、栗平2丁目、栗木台、栗木、南黒川、黒川、はるひ野
	○()	虹の里	044-986-4088	王禅寺、虹ヶ丘、早野、王禅寺東3～6丁目、下麻生、下麻生2・3丁目
	○()	片平	044-986-4986	片平、白鳥、五力田、古沢、岡上、栗平1丁目
	○()	百合丘	044-959-6522	高石4～6丁目、百合丘、東百合丘
	○()	新百合	044-969-3388	王禅寺西1～4丁目、王禅寺東1・2丁目、上麻生1～4丁目
	○()	高石	044-959-6020	多摩美、高石1～3丁目、万福寺、千代ヶ丘

障害者に関するご相談先 〈障害者相談支援センター 一覧〉

	名称	電話
川崎区	かわさき基幹相談支援センター	044-222-8281
	地域相談支援センターふじみ	044-233-9949
	地域相談支援センターいっしょ	044-201-6952
	地域相談支援センターかわさきLife	044-201-7286
幸区	名称	電話
	さいわい基幹相談支援センター	044-589-5183
	地域相談支援センターラルゴ	044-589-5472
	地域相談支援センターりばん	044-589-7933
中原区	名称	電話
	なかはら基幹相談支援センター	044-863-6251
	いまい地域相談支援センター	044-299-9838
	地域相談支援センターすまいる	044-201-1280
高津区	名称	電話
	たかつ基幹相談支援センター	044-543-9812
	くさぶえ地域相談支援センター	044-863-9744
	地域相談支援センターゆきやなぎ	044-819-5812
宮前区	名称	電話
	みやまえ基幹相談支援センター	044-750-0581
	地域相談支援センターポポラス	044-870-5236
	地域相談支援センターれもん	044-740-9043
多摩区	名称	電話
	たま基幹相談支援センター	044-819-5788
	地域相談支援センターいろはにこんぺいとう	044-299-6510
	地域相談支援センタードルチェ	044-819-4510
麻生区	名称	電話
	あさお基幹相談支援センター	044-299-8895
	地域相談支援センター柿生	044-987-1794
	地域相談支援センターひまわり	044-322-9591
	地域相談支援センターそれいゆ	044-969-7447

日常生活自立支援事業に関するご相談先 〈各区のあんしんセンター〉

- 川崎区あんしんセンター …… 044-245-1144
- 幸区あんしんセンター …… 044-556-5082
- 中原区あんしんセンター …… 044-722-6122
- 高津区あんしんセンター …… 044-812-5833
- 宮前区あんしんセンター …… 044-856-5788
- 多摩区あんしんセンター …… 044-933-2411
- 麻生区あんしんセンター …… 044-952-5711

住居確保給付金事業に関するご相談先

- だいJOBセンター 044-245-5120

バリアフリー（専有部分）に関するご相談先

- (一財)川崎市まちづくり公社 ハウジングサロン 044-822-9380

虐待などに関するご相談先

児童

- 児童虐待防止センター 0120-874-124
- こども家庭センター（中央児童相談所）※担当地区：川崎区、幸区、中原区 …… 044-542-1234
- 中部児童相談所※担当地区：高津区、宮前区 044-877-8111
- 北部児童相談所※担当地区：多摩区、麻生区 044-931-4300

障害者

- 川崎市障害者通報・届出受付専用窓口 044-200-0193

高齢者

- 各区役所の高齢・障害課 高齢者支援係 → 問い合わせ先は P24へ

D V

- DV相談支援センター 044-200-0845

外国人入居者に関するご相談先

- NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター 045-228-1752
- 川崎市国際交流センター 044-435-7000

川崎市居住支援制度に関するご相談先

- 川崎市住宅供給公社 044-244-7590

神奈川あんしんすまい保証制度に関するご相談先

- (公社)かながわ住まいまちづくり協会 045-664-6896

その他不動産事業全般に関するご相談先

- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 044-211-0201
- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 044-711-2672
- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 044-934-8080
- (公社)全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 044-798-2540

川崎市居住支援協議会 会員一覧(2018年3月末現在)

区分	会員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまで企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎市住宅供給公社
川崎市	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 健康福祉局 地域包括ケア推進室 など 計13課室

お問い合わせ・ご相談先

川崎市居住支援協議会 事務局

(川崎市まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課)

☎ 044-200-2997

川崎市居住支援協議会

検索